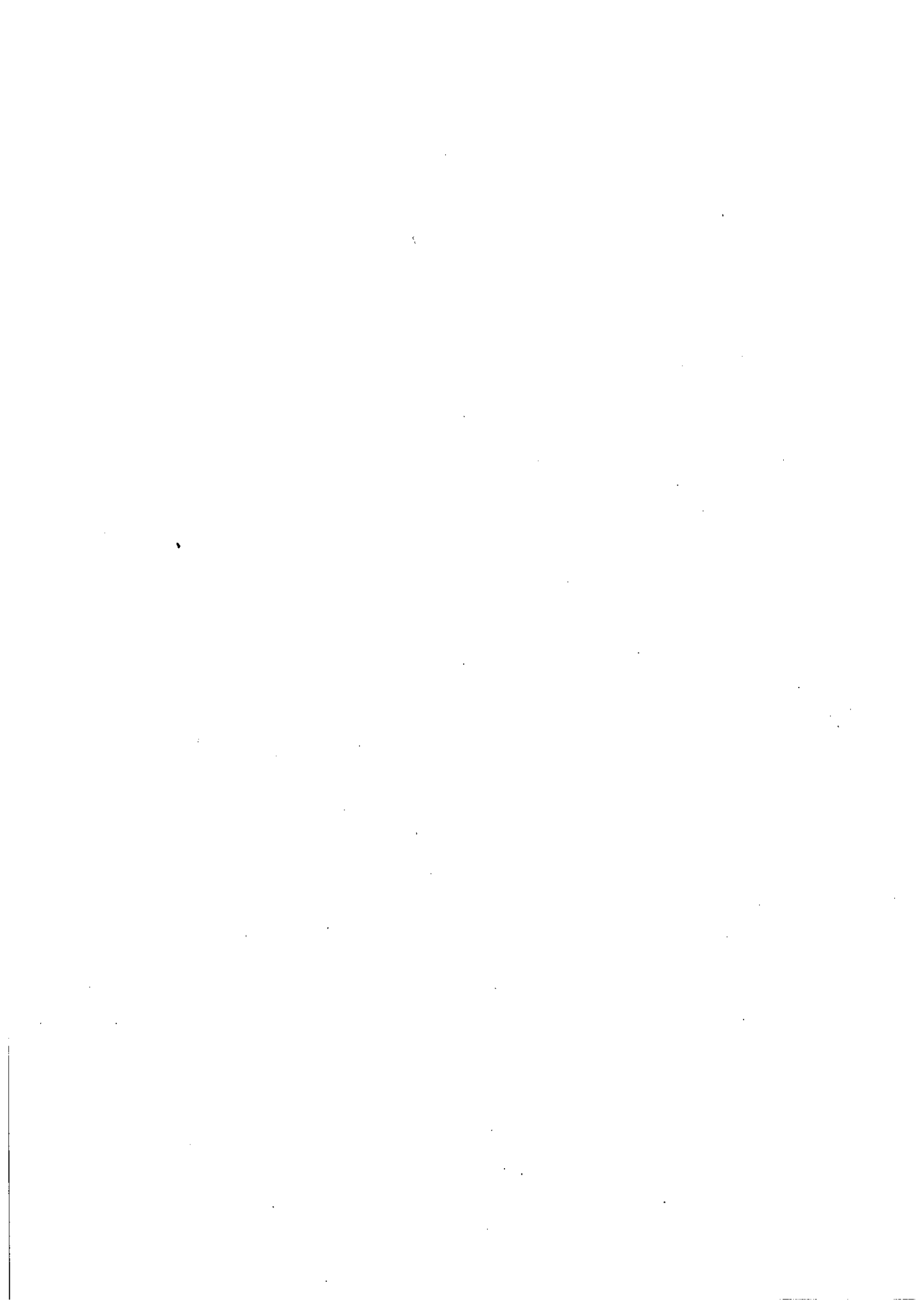


令和元年第3回

八千代市議会定例会議案

八 千 代 市

}



## 目 次

議案第1号	八千代市手話言語の理解及び普及並びに障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例の制定について	1 頁
議案第2号	八千代市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について	5 頁
議案第3号	八千代市自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7 頁
議案第4号	八千代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11 頁
議案第5号	八千代市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	25 頁
議案第6号	八千代市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	27 頁
議案第7号	八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	29 頁
議案第8号	八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	39 頁
議案第9号	八千代市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	41 頁
議案第10号	八千代市八千代台東南公共センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	43 頁
議案第11号	八千代市教育センター設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	47 頁
議案第12号	決算認定について	49 頁
議案第13号	八千代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	51 頁

議案第14号	八千代市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	53頁
議案第15号	令和元年度八千代市一般会計補正予算(第2号)	55頁
議案第16号	令和元年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	55頁
議案第17号	令和元年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	55頁
議案第18号	令和元年度八千代市水道事業会計補正予算(第1号)	55頁
議案第19号	令和元年度八千代市公共下水道事業会計補正予算(第1号)	55頁
議案第20号	契約の締結について (八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業)	57頁
議案第21号	教育委員会教育長の任命について	59頁
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	61頁
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	63頁

## 議案第 1 号

八千代市手話言語の理解及び普及並びに障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例の制定について

八千代市手話言語の理解及び普及並びに障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 27 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市手話言語の理解及び普及並びに障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例

手話は、言語である。

言語は、全ての人にとって、社会で生きていくために、お互いの考え及び気持ちを伝え合い、理解を深めていく手段として欠かせないものである。

手話は、音声言語と異なり、手指及び体の動き、表情等で視覚的に表現する目で見える言語である。手話を言語として日常生活を送るろう者にとって、言語である手話は、大切なものである。

その一方で、過去において、日本語の習得及び声で話すことを目的として、読唇及び発声訓練を中心とする口話法の推進等の社会的背景により、手話が言語として認められてこなかった歴史がある。

その後、平成 18 年に国際連合で採択された障害者の権利に関する条約により、手話は言語であると認められ、日本においても、平成 23 年に改正された障害者基本法で言語に手話を含むことが法律上初めて位置付けられ、平成 26 年には、同条約に批准した。平成 28 年に施行した千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例においても、手話は言語であることが明記され、手話に対する認識の共有及び偏見の解消が期待されている。

また、聴覚に障害のある人には、ろう者のほか、中途失聴者、難聴者、盲ろう者等がおり、個々の障害の状況により、使用する言語及びコミュニケーションの手段が異なる。手話は言語であることさえ認めれば直ちに聴覚に障害のあ

る人の情報の保障及びコミュニケーションが確保される訳ではない。

八千代市においては、県内でも早い段階から、市内の聴覚に障害のある人の要望等により、平成2年に八千代市手話通訳者設置事業を開始したほか、平成7年に八千代市手話通訳者派遣事業を、平成20年には同事業に要約筆記事業を含めた事業として開始する等の聴覚、言語機能、音声機能その他に障害のある人の意思疎通の支援に積極的に取り組んできた。今後の事業の継続及び更なる充実が必要である。

更に、身体障害、知的障害、精神障害等の様々な障害のある人にとってもコミュニケーションは、大切なものである。それぞれの障害の特性に応じたコミュニケーションが実施されなければ、伝え合い、及び理解を深めるという初歩的な関係づくりが円滑に進まず、相互理解が困難となる。

コミュニケーション手段は、障害者の権利に関する条約により、手話を含む言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア、筆記、音声等による多様なコミュニケーション手段があるとされ、障害者基本法により、全ての障害者について、可能な限り、手話を含む言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会の確保及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることが明記された。

障害者が日常生活及び社会生活において安心してコミュニケーションを図るためには、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択及び利用の機会を整備するとともに、市民等の理解の促進を図る必要がある。

このような状況から、ここに、手話は言語であること並びに障害者がコミュニケーション手段を選択し、及び利用する権利を尊重することを広く市民等と共有し、並びに全ての市民等が住み慣れた地域で共に暮らし、及び共に参加する地域社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話は言語であること、並びに障害者の特性に応じたコミュニケーション手段及び情報の取得についての基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う全てのものをいう。
- (3) コミュニケーション手段 手話、要約筆記、筆談、触手話、手のひら書き、ヒアリングループ、点字、音声、拡大文字、指点字、平仮名表記、代筆、代読、絵、機器その他の障害者が日常生活及び社会生活において使用する意思疎通の手段をいう。
- (4) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者向け通訳・介助員その他の障害者の意思疎通の支援を行う者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例における用語の意義は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）において使用する用語の例による。

（基本理念）

第3条 手話は言語であることへの理解及び普及は、市民等が手話により相互に意思を伝え合う権利を有し、手話の利用について尊重されることを基本として行わなければならない。

2 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、障害者自らがコミュニケーション手段を選択する機会を確保し、及び情報を取得することについて尊重されることを基本として行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条各項に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話は言語であることに対する理解及びその普及の促進に関する施策
- (2) 手話による情報の取得及び手話を使用しやすい環境づくりに関する施策
- (3) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策
- (4) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段による情報の取得及びコミュニケーション手段を使用しやすい環境づくりに関する施策
- (5) コミュニケーション支援者の確保及び養成に関する施策

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項に規定する施策（以下「施策」という。）の推進に当たり、障害者、コミュニケーション支援者その他の関係者から意見を聴くものとする。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、基本理念に対する理解を深め、施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念を尊重し、必要に応じてコミュニケーション支援者と連携し、障害者が利用しやすいコミュニケーション手段の確保及び情報の取得について配慮するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第7条 市は、施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（その他）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

手話言語の理解及び普及並びに障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する基本理念等を定めるため、条例を制定いたしたい。



議案第 2 号

八千代市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市都市計画審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 27 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

八千代市都市計画審議会条例（平成 12 年八千代市条例第 16 号）の一部を  
次のように改正する。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（常務委員会）

第 6 条 審議会に、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務  
委員会を設置する。

2 常務委員会は、会長及び会長の指名した委員 4 名以内をもって組織する。

3 第 4 条第 2 項及び第 3 項並びに前条の規定は、常務委員会について準用す  
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

都市計画審議会に、その権限に属する事項で軽易なものを処理する常務委員  
会を設置するため、条例を改正いたしたい。



議案第 3 号

八千代市自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 27 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

八千代市自転車の放置防止に関する条例（昭和 61 年八千代市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (5) 消費税等相当額 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定に基づき消費税が課される金額に同法第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た額（以下この号において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。

別表第 2 の 1 自転車の表中

円	円	円	円	円
100	1,050	11,550	730	8,030
	520	5,720	360	3,960
	420	4,620	290	3,190

を

円	円	円	円	円
93	1,000	11,000	700	7,700

	500	5,500	350	3,850
	400	4,400	280	3,080

に改め、別表第2の2原動機付自転車の表中

円	円	円	円	円
200	1,260	13,860	880	9,680
	630	6,930	440	4,840
	520	5,720	360	3,960

を

円	円	円	円	円
186	1,200	13,200	840	9,240
	600	6,600	420	4,620
	500	5,500	350	3,850

に改め、別表第2備考を次のように改める。

備考

- 1 この表における用語については、次に定めるところによる。
  - (1) 「一時利用」とは、24時間以内の継続した利用をいう。
  - (2) 「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に通学する者をいう。
  - (3) 「駅までの距離」とは、自転車駐車場から最寄りの駅の出入口までの距離をいう。
- 2 手数料の額は、この表に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 本市に住所を有する者以外の者の定期利用に係る手数料の額は、前項の規定により算出した額の2倍の額とする。

## 附 則

### (施行期日)

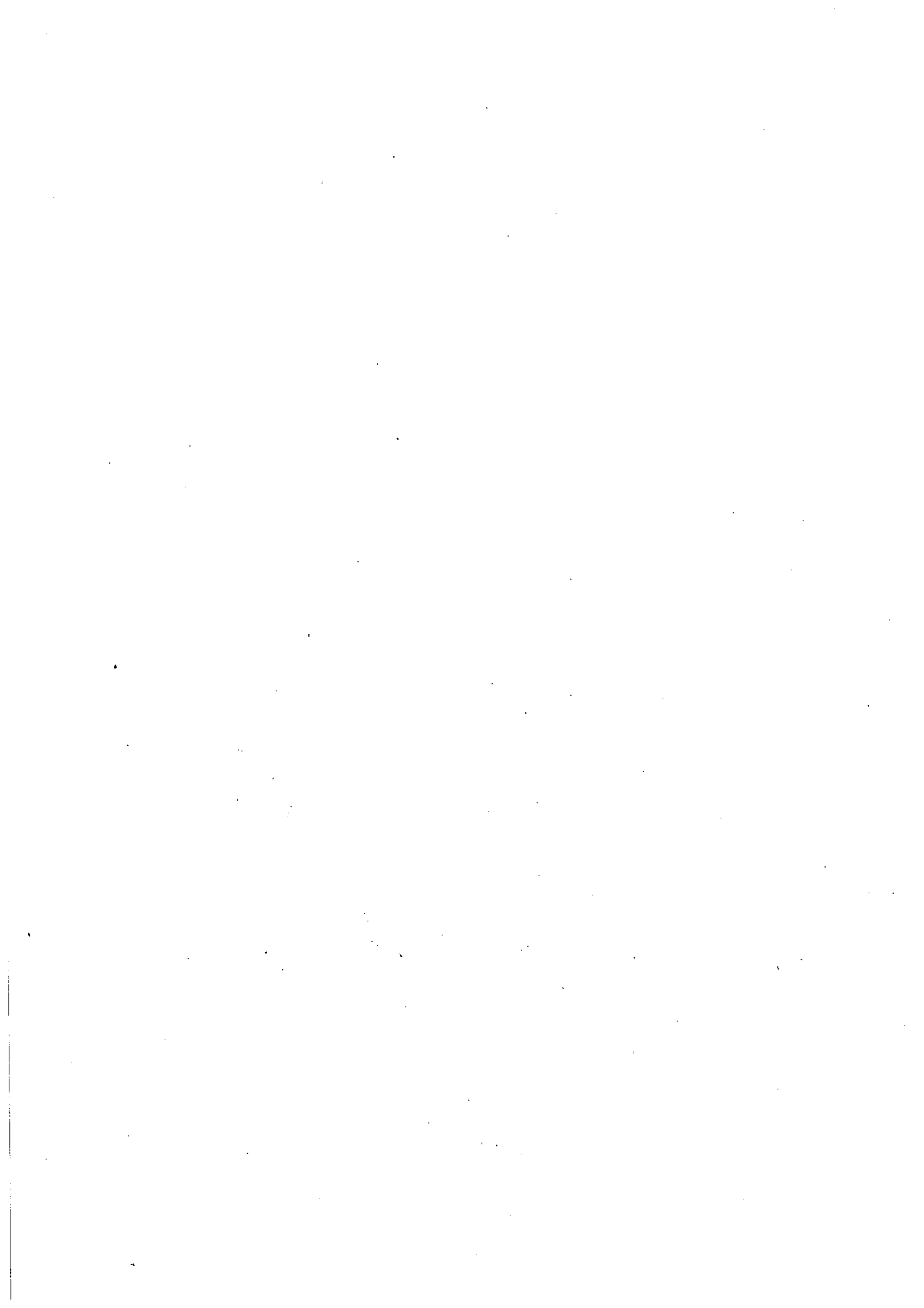
- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、令和2年4月1日以後の利用に係る手数料について適用し、同日前の利用に係る手数料については、なお従前の例による。

### 提案理由

市営自転車駐車場の手数料の額を見直す等のため、条例を改正いたしたい。



議案第4号

八千代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

八千代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように制定する。

令和元年8月27日提出

八千代市長 服部友則

八千代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を  
改正する条例

八千代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成18年  
八千代市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「この項」の次に「及び第4項並びに第12条第2項」を、  
「共同住宅」の次に「若しくは老人ホーム等」を加え、同条第4項中「共同住  
宅」の次に「若しくは老人ホーム等」を加え、同条第5項に次の1号を加える。

- (6) 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け  
取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）  
を設ける部分（第12条第2項において「宅配ボックス設置部分」という。  
） 100分の1

第6条（見出しを含む。）中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第9条第1項中「数値」の次に「、同表エ欄に定める地域に建築物があるも  
のとみなして法第56条第1項から第6項までの規定により算定した数値及び  
同表オ欄に定める方法により算定した数値」を加え、同条第2項を次のように  
改める。

- 2 前項に規定する建築物の高さの算定（別表第7エ欄に係るものを除く。）  
については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」  
という。）第2条第1項第6号の規定を準用する。この場合において、同号  
中「イ、ロ」とあるのは「ロ」と、「4の項ロ」とあるのは「4の項ロ並び

に八千代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例別表第7ウ欄に定める建築物の高さの最高限度が10メートル以下」と読み替えるものとする。

第12条第1項第5号中「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）」を「政令」に改め、同条第2項第1号中「共同住宅」の次に「若しくは老人ホーム等」を加え、「又は貯水槽設置部分」を「貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分」に改め、同項第2号中「共同住宅」の次に「若しくは老人ホーム等」を加え、「及び貯水槽設置部分」を「貯水槽設置部分及び宅配ボックス設置部分」に改め、同項第3号中「又は貯水槽設置部分」を「貯水槽設置部分の床面積の合計又は宅配ボックス設置部分」に改める。

第15条第1項第2号中「敷地を分割した」を「敷地面積を減少させた」に改める。

別表第1に次のように加える。

もえぎ野住宅地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示されたもえぎ野住宅地区地区計画において、地区整備計画が定められた区域
もえぎ野文教地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示されたもえぎ野文教地区地区計画において、地区整備計画が定められた区域
もえぎ野複合業務地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示されたもえぎ野複合業務地区地区計画において、地区整備計画が定められた区域

別表第2備考の欄第6号中「学校法人が」の次に「当該区域内に」を、「学生用寄宿舍」の次に「及び同欄に掲げるもえぎ野文教地区地区整備計画区域内に存する私立大学を設置した学校法人が当該区域内に設置する学生用寄宿舍」を加え、同欄に次の2号を加える。

(8) この表において「診療所併用住宅」とは、一戸建ての住宅で診療所の用途を併用するもの（診療所以外の用途を併用するものを除く。）をいう。

(9) この表において「併用する」とは、建築物を2以上の異なる用途を兼ね



て供用すること（1の用途に供する部分及び当該1の用途以外に供する部分が構造的又は機能的に一体ではなく可分である場合を含む。）をいう。

別表第2 八千代緑が丘駅前地区地区整備計画区域の部中心業務商業地区の項中「別表第2（ち）項第3号」を「別表第2（り）項第3号」に改め、同部業務関連地区I地区の項中「別表第2（ち）項第2号又は第3号」を「別表第2（り）項第2号又は第3号」に改め、同表八千代中央駅北口地区地区整備計画区域の項中「別表第2（ち）項第3号」を「別表第2（り）項第3号」に改め、同表中

「

西八千代 北部駅周 辺地区地 区整備計 画区域	業務関連 Ⅲ地区	(1) 倉庫業（貨物運送業を含む。）を営む倉庫（配送用施設を含む。） (2) 神社，寺院，教会その他これらに類するもの (3) 自動車教習所 (4) 法別表第2（と）項第3号に掲げる事業を営む工場 (5) 法別表第2（と）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する建築物
-------------------------------------	-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

」

を

「

西八千代 北部駅周 辺地区地 区整備計 画区域	業務関連 Ⅲ地区	(1) 倉庫業（貨物運送業を含む。）を営む倉庫（配送用施設を含む。） (2) 神社，寺院，教会その他これらに類するもの (3) 自動車教習所 (4) 法別表第2（と）項第3号に掲げる事業を営む工場 (5) 法別表第2（と）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する建築物
もえぎ野 住宅地区 地区整備 計画区域	低層住宅 地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 一戸建ての住宅 (2) 一戸建ての住宅で政令第130条の3第1号，第6号若しくは第7号に規定する用途，喫茶店又は医薬品小売店舗を兼ねるもののうち，これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以下であり，かつ，延べ面積の2分の1以上を居住の用途に供するもの (3) 診療所併用住宅 (4) 巡査派出所，公衆電話所その他これらに類する政令第130

	<p>条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5で定めるものを除く。）</p>
沿道サービス施設地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 事務所又は第4号から第11号までに掲げる建築物（以下「事務所等」という。）で住宅を併用するもののうち、事務所及び第9号から第11号までの用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内であり、かつ、1階部分を住宅（住宅に通じる通路等を除く。）の用途に供さないもの</p> <p>(2) 事務所等で長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿（以下「長屋等」という。）を併用するもの（ワンルーム形式の住戸（住戸専用面積25平方メートル以下のもの）を除く。）のうち、事務所及び第9号から第11号までの用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内であり、かつ、1階部分を長屋等（長屋等に通じる通路等を除く。）の用途に供さないもの</p> <p>(3) 診療所併用住宅</p> <p>(4) 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>(5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(6) 病院又は診療所</p> <p>(7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>(8) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(9) 畜舎（犬、猫等の小動物の畜舎で床面積の合計が15平方メートル以下のものに限る。）</p> <p>(10) 工場（政令第130条の6で定めるものに限る。）</p> <p>(11) 政令第130条の5の2で定める用途、店舗又は飲食店の用途に供する建築物（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に定める風俗営業又は同条第5項に定める風俗関連特殊営業に係るものを除く。）で、当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの</p> <p>(12) 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5の5で</p>

<p>もえぎ野 文教地区 地区整備 計画区域</p>		<p>定めるものを除く。)</p> <p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 寄宿舍（学生寮に限る。）</p> <p>(2) 学校，図書館その他これらに類するもの</p> <p>(3) 老人ホーム，保育所，福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(4) 病院又は診療所</p> <p>(5) 巡査派出所，公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>(6) 老人福祉センター，児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(7) 店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>(8) 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5の5で定めるものを除く。）</p>
<p>もえぎ野 複合業務 地区地区 整備計画 区域</p>	<p>複合施設 I地区</p>	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 学校，図書館その他これらに類するもの</p> <p>(2) 保育所その他これに類するもの</p> <p>(3) 公衆浴場（風営法第2条第6項第1号に該当する営業に係るものを除く。）</p> <p>(4) 病院又は診療所</p> <p>(5) 巡査派出所，公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>(6) 政令第130条の5の2で定める用途，劇場，映画館，店舗，飲食店，展示場又は遊技場の用途に供する建築物（風営法第2条第1項に定める風俗営業（同項第5号に該当する営業を除く。）又は同条第5項に定める風俗関連特殊営業に係るものを除く。）</p> <p>(7) 事務所</p> <p>(8) 倉庫（倉庫業を営むものを除く。）</p> <p>(9) 体育館，ボーリング場，スケート場，水泳場その他これらに類する運動施設</p> <p>(10) 畜舎</p> <p>(11) 工場（法別表第2（と）項第3号，（ぬ）項第3号及び（る）項第1号に掲げるもの並びに原動機を使用するもので作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えるものを除く。）</p>

	(12) 前各号の建築物に附属するもの（法別表第2（ぬ）項第4号に掲げるものを除く。）
複合施設 II地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 学校，図書館その他これらに類するもの (2) 保育所その他これに類するもの (3) 公衆浴場（風営法第2条第6項第1号に該当する営業に係るものを除く。） (4) 病院又は診療所 (5) 巡査派出所，公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (6) 政令第130条の5の2で定める用途，劇場，映画館，店舗，飲食店，展示場又は遊技場の用途に供する建築物（風営法第2条第1項に定める風俗営業（同項第5号に該当する営業を除く。）又は同条第5項に定める性風俗関連特殊営業に係るものを除く。）で，その用途に供する部分（劇場又は映画館の用途に供する部分にあつては，客席の部分）の床面積の合計が10,000平方メートル以内のもの (7) 事務所 (8) 倉庫（倉庫業を営むものを除く。） (9) 体育館，ボーリング場，スケート場，水泳場その他これらに類する運動施設 (10) 畜舎 (11) 工場（法別表第2（と）項第3号，（ぬ）項第3号及び（る）項第1号に掲げるものを除く。） (12) 前各号の建築物に附属するもの（法別表第2（る）項第2号に掲げるものを除く。）
流通業務 施設地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 保育所，幼保連携型認定こども園その他これらに類するもの (2) 診療所 (3) 巡査派出所，公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (4) 店舗，飲食店又は展示場の用途に供する建築物（風営法第2条第1項に定める風俗営業又は同条第5項に定める性風俗関連特殊営業に係るものを除く。）で，その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 事務所</li> <li>(6) 倉庫</li> <li>(7) 自動車車庫</li> <li>(8) 畜舎</li> <li>(9) 工場（法別表第2（る）項第1号に掲げるものを除く。）（物流センター、物流拠点施設その他これらに類するものに限る。）</li> <li>(10) 前各号の建築物に附属するもの（法別表第2（る）項第2号に掲げるものを除く。）</li> </ul>
<p>交通施設 地区</p>	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに類するもの</li> <li>(2) 診療所</li> <li>(3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物</li> <li>(4) 店舗、飲食店又は展示場の用途に供する建築物（風営法第2条第1項に定める風俗営業又は同条第5項に定める性風俗関連特殊営業に係るものを除く。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの</li> <li>(5) 事務所</li> <li>(6) 倉庫（倉庫業を営むものを除く。）</li> <li>(7) 自動車車庫</li> <li>(8) 自動車修理工場</li> <li>(9) 前各号の建築物に附属するもの（法別表第2（る）項第2号に掲げるものを除く。）</li> </ul>
<p>公共公益 施設地区</p>	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 寄宿舍</li> <li>(2) 学校、図書館その他これらに類するもの</li> <li>(3) 保育所その他これに類するもの</li> <li>(4) 公衆浴場（風営法第2条第6項第1号に該当する営業に係るものを除く。）</li> <li>(5) 病院又は診療所</li> <li>(6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物</li> <li>(7) 税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの</li> <li>(8) 集会場（葬儀場を除く。）</li> <li>(9) 店舗、飲食店又は展示場の用途に供する建築物（風営法第2条第1項に定める風俗営業又は同条第5項に定める性風俗関連特殊営業に係るものを除く。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メ</li> </ul>

	ートル以内のもの (10) 博物館その他これに類するもの (11) 事務所 (12) 倉庫（倉庫業を営むものを除く。） (13) 自動車車庫又は駐輪場 (14) 体育館，ボーリング場，スケート場，水泳場その他これらに類する運動施設 (15) ホテル又は旅館（風営法第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業に係るものを除く。） (16) 工場（法別表第2（ぬ）項第3号及び（る）項第1号に掲げるものを除く。） (17) 前各号の建築物に附属するもの（法別表第2（る）項第2号に掲げるものを除く。）	
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

に改める。

別表第3に次のように加える。

もえぎ野住宅地区地区整備計画区域	低層住宅地区	10分の10
もえぎ野複合業務地区地区整備計画区域	複合施設Ⅰ地区 複合施設Ⅱ地区	10分の15

別表第4中「建ぺい率」を「建蔽率」に、

ゆりのき台1丁目地区 地区整備計画区域	A地区
------------------------	-----

を

ゆりのき台1丁目地区 地区整備計画区域	A地区
もえぎ野住宅地区地区 整備計画区域	低層住宅地区

に改める。

別表第5に次のように加える。

もえぎ野住宅地区地区整備計画区域	低層住宅地区	180平方メートル
	沿道サービス施設地区	300平方メートル
もえぎ野複合業務地区地区整備計画区域	複合施設Ⅰ地区 複合施設Ⅱ地区 流通業務施設地区 交通施設地区	1,000平方メートル

別表第6に次のように加える。

もえぎ野住宅地区地区整備計画区域	低層住宅地区	地区の計画面に示す壁	建築物の外壁又は柱の境界線（ごみ集積地の境界線と距離を測る。）は、5メートル以上とする。	(1) 床面積の合計が36平方メートル以下、かつ、軒の高さが2.3メートル以下の自動車庫が2.3メートル以上、かつ、奥行きが50センチメートル未満の出窓に、これに類するもので、軒の高さが2.3メートル以下、かつ、床面積が5平方メートル以下のもの
		地区の計画面に示す壁	建築物の外壁又は柱の境界線（ごみ集積地の境界線と距離を測る。）は、2メートル以上とする。	
		地区の計画面に示す壁	建築物の外壁又は柱の境界線（ごみ集積地の境界線と距離を測る。）は、1メートル以上とする。	
		地区の計画面	建築物の外壁又は柱の境界線	

		示壁 に表 する 面線	までの距離（ごみ柱地境準退がす ま集積地に接する隣地基準後退がす 用の部分は、延長を水平後退がす の界線として、水平後退がす と距離を測るものとする。 できるものは、1メ トル以上とする。	
--	--	----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

別表第7を次のように改める。

く



別表第7 (第9条第1項)

ア	イ	ウ	エ	オ
区域の名称	地区の名称	建築物の高さの最高限度	建築物があるのみ地域	建築物の高さの他の各部係制
八千代緑が丘住宅東地区地区整備計画区域	B地区	10メートル		
大学町地区地区整備計画区域	C地区			
緑が丘北公園地区地区整備計画区域				
ゆりのき台5丁目地区地区整備計画区域	沿道地区			
ゆりのき台1丁目地区地区整備計画区域	A地区			
大和田・大和田新田ニュータウン地区地区整備計画区域	低層戸建住宅地区 ニュータウン管理・業務地区			
西八千代北部南地区地区整備計画区域	沿道・計画C地区	20メートル		
	沿道・計画D地区	(1) 地区計画の計画図に北側道路の境界線から50メートル以内の区域は20メートル (2) 地区計画の計画図に北側道路の境界線から50メートルを超える区域は31メートル		
吉橋地区地区整備計画区域		25メートル		
もえぎ野住宅地区地区整備計画区域	低層住宅地区	10メートル	第1種低層専用地域	
	沿道サービス施設地区	20メートル	第1種住居地域	建築物の前面の隣接の反対側はまの真北

				区当め ト当離5得5をた の、定方一 距2てにル得 離じに法メ内平じ値トメ 距応号定4以水1乗数一え 平に各算(1)ル該にをたメ加数 水分該る(1)ル該にをたメ加数 (2)ル場水らルたてにトル得た 4を合平4をも6得1トル得た 4を合平4をも6得1トル得た
もえぎ野文教地 区地区整備計 画区域		31メートル	第1種 中高層 専用居 地域	部道の隣での区当め ト当離5得1ル得 各面側はま向の、定方一 距2てにル得 の前対又線方距離じに法メ内平じ値トメ 物の反線界北距応号に算定(1)8以水1乗数メ加数 築かの境界真北距応号に算定(1)8以水1乗数メ加数 建分路境地の水分該る(1)ル該にをた0をた (2)ル場水らルたてにトル得た 8を合平8をも6得2トル得た
もえぎ野複合業 務地区地区整備 計画区域	複合施設Ⅰ地 区 複合施設Ⅱ地 区	20メートル		

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

もえぎ野住宅地区地区計画、もえぎ野文教地区地区計画及びもえぎ野複合業務地区地区計画の決定に伴い、建築物の用途に関する制限を定める等のため、条例を改正いたしたい。



議案第 5 号

八千代市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 27 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市水道事業給水条例の一部を改正する条例  
八千代市水道事業給水条例（平成 9 年八千代市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 1 項第 1 号中「第 7 条第 1 項」を「法第 16 条の 2 第 1 項」に改め、「指定を」の次に「受けようと」を加え、「40,000 円」を「20,000 円」に改め、同項第 3 号中「検査を」の次に「受けようと」を加え、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「）を」の次に「受けようと」を加え、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の指定の更新を受けようとするとき。

1 件につき 10,000 円

第 35 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

提案理由

水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者に係る手数料を改定する等のため、条例を改正いたしたい。



## 議案第6号

八千代市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年8月27日提出

八千代市長 服部友則

八千代市印鑑条例の一部を改正する条例

八千代市印鑑条例（昭和62年八千代市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「14日」を「30日」に改め、「国民健康保険被保険者証その他登録申請者が本人であることを確認するため」を削る。

第5条第2項第1号中「（氏名の一部を組み合わせたものを含む。）」を削り、「又は」を「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは」に、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に、「（通称の一部を組み合わせたものを含む。）」を「又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもの」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第3号中「（」の次に「住民票に旧氏が記載されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「、氏名」を「氏名」に改め、「及び」の次に「当該」を加える。

第11条第1項及び第3項並びに第12条第1項第4号中「、名」の次に「、旧氏」を加える。

第14条第1号中「（」の次に「住民票に旧氏が記載されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「、氏名」を「氏名」に改め、「及び」の次に「当該」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。ただし、第4条第2項の改

正規定は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、印鑑登録証明書に旧氏の記載をできるようにする等のため、条例を改正いたしたい。



議案第 7 号

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 27 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年八千代市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 10 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 11 号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第 22 号を第 27 号とし、第 17 号から第 21 号までを 5 号ずつ繰り下げ、同条第 16 号中「第 28 条第 4 項の規定」を「第 28 条第 4 項」に、「第 30 条第 4 項の規定」を「第 30 条第 4 項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第 21 号とし、同条第 15 号を同条第 20 号とし、同条第 14 号を同条第 19 号とし、同条第 13 号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同号を同条第 18 号とし、同条第 12 号を同条第 17 号とし、同条第 11 号の次に次の 5 号を加える。

(12) 満 3 歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）第 4 条第 1 項に規定する満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(13) 特定満 3 歳以上保育認定子ども 令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する特定満 3 歳以上保育認定子どもをいう。

(14) 満 3 歳未満保育認定子ども 令第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育

認定子どもをいう。

(15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第14条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第7条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第9条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する」を「の規定による」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第11条及び第12条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第14条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。」

)」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を「掲げる額」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」を「(次に掲げるものを除く。)に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第14条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第15条第1項中「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第20条、第36条第3項及び第37条第3項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に

改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第21条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第14条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第22条第1項及び第2項、第25条（見出しを含む。）、第26条並びに第27条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第28条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第29条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第31条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第33条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第35条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定

子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする」に改める。

第37条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同項第1号」を「同項第1号又は第2号」に、「第14条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。））」とあるのは「除く。））」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。））」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」に改める。

第38条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「」の数を」を「」の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「、その利用定員の数を」を削り、「第4条」を「第4項」に改める。

第39条第1項中「利用者負担」を「第44条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第40条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。））」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第44条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第51条において準用する第15条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第47条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第44条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第48条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第50条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第51条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者，特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に，「第15条第1項」を「第12条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り，特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。））」と，第13条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と，第15条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と，同条第1項」に，「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。））」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項，第20条，第36条第3項及び第37条第3項」に，「第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。））」を「第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第20条」と，「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と，同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と，第20条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め，同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に，「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に，「当該特定利用地域型保育」を「，当該特定利用地域型保育」に，「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め，同条第3項中「特別利用地域型保育を含むものとして，本章（第40条第2項及び第41条第2項を除く。）の規定を適用する」を「特別利用地域型保育を，地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を，それぞれ含むものとして，本章（第41条第2項を除く。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において，第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と，「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。））」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第53条第1



項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする」に改める。

第53条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「当該特別利用地域型保育」を「、当該特別利用地域型保育」に改め、同条第3項中「特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲

げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする」に改める。

附則第2項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第20条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に、「（法第27条第3項第1号に規定する額）」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則第4項及び第5項を削り、附則第6項を附則第4項とし、附則第7項中「本文」を削り、同項を附則第5項とする。

#### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

#### 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 8 号

八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 27 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成 26 年八千代市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法  
律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加える。

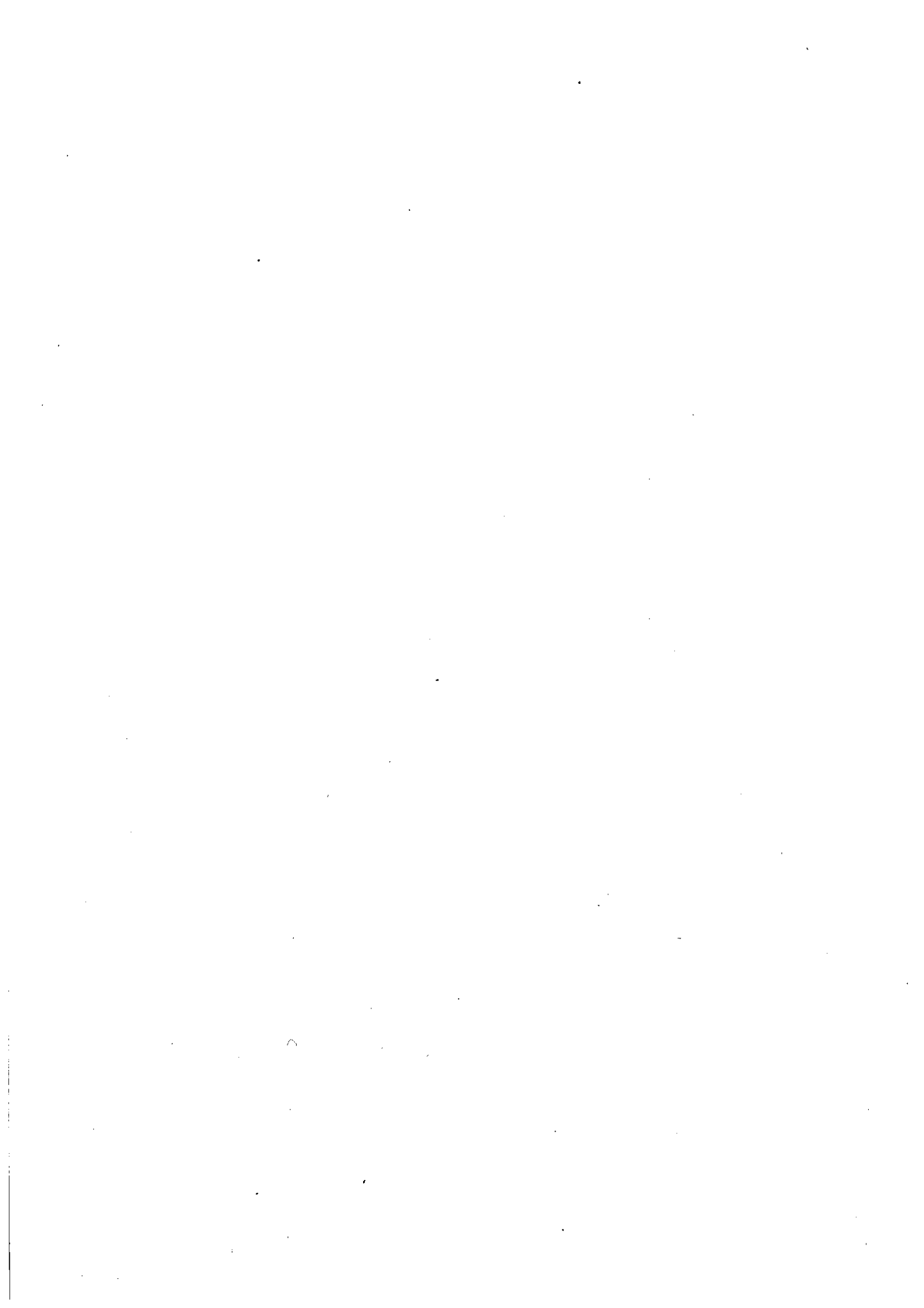
附則第 3 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例を  
改正いたしたい。



議案第9号

八千代市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

八千代市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の  
ように制定する。

令和元年8月27日提出

八千代市長 服部友則

八千代市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
八千代市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和52年八千代市条例第  
1号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63  
年法律第108号）の規定に基づき消費税が課される金額に同法第29条に  
規定する消費税の税率を乗じて得た額（以下この条において「消費税額」と  
いう。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の  
83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。

第2条の表八千代市立大和田公民館の項中「八千代市大和田792番地」を  
「八千代市大和田250番地の1」に改める。

第10条に次の1項を加える。

2 市長が特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、市長が  
指定する日までに使用料を納入するものとする。

別表月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1  
78号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の部午前の項中  
「3,710円」を「3,436円」に改め、同部午後の項中「5,300」  
を「4,908」に改め、同部夜間の項中「6,360」を「5,889」に  
改め、同部全日の項中「12,720」を「11,778」に改め、同表土曜

日、日曜日及び休日の部午前の項中「4, 240」を「3, 926」に改め、同部午後の項中「8, 480」を「7, 852」に改め、同部夜間の項中「10, 610」を「9, 825」に改め、同部全日の項中「21, 220」を「19, 649」に改め、同表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同表に備考1として次のように加える。

- 1 基本使用料の額は、この表に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第10条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、令和2年4月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

緑が丘公民館の使用料の額を見直す等のため、条例を改正いたしたい。

議案第10号

八千代市八千代台東南公共センターの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

八千代市八千代台東南公共センターの設置及び管理に関する条例の一部を改  
正する条例を次のように制定する。

令和元年8月27日提出

八千代市長 服部友則

八千代市八千代台東南公共センターの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例

八千代市八千代台東南公共センターの設置及び管理に関する条例（平成元年  
八千代市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63  
年法律第108号）の規定に基づき消費税が課される金額に同法第29条に  
規定する消費税の税率を乗じて得た額（以下この条において「消費税額」と  
いう。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の  
83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。

別表第1 ホール基本使用料の部月曜日から金曜日までの日1回についての款  
午前の項中「4,560円」を「4,223円」に改め、同款午後の項中「6,  
510」を「6,028」に改め、同款夜間の項中「7,810」を「7,2  
32」に改め、同款全日の項中「15,630」を「14,473」に改め、  
同部土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号  
）に規定する休日1回についての款午前の項中「5,210」を「4,825  
」に改め、同款午後の項中「10,420」を「9,649」に改め、同款夜  
間の項中「13,030」を「12,065」に改め、同款全日の項中「26,  
060」を「24,130」に改め、同表備考を次のように改める。

## 備考

- 1 基本使用料の額は、この表に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 次の各号に掲げるものに該当する場合は、基本使用料のほか、当該各号に定める割合を基本使用料に乗じて得た額を割増料として徴収する。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
  - (1) 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営利の目的をもって利用する場合 100分の100
  - (2) 利用時間を超過して利用する場合 超過時間1時間（1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が15分以上のときは1時間とし、15分未満のときは切り捨てる。）につき 100分の30
  - (3) 本市に住所を有し、又は本市に勤務先を有する者以外の者が利用する場合 100分の50

別表第2 照明関係附属設備の項中「2, 700円」を「2, 500円」に改め、同表舞台関係附属設備の項中「130」を「121」に改め、同表音響関係附属設備の項中「1, 080」を「1, 000」に改め、同表その他附属設備の項中「2, 700」を「2, 500」に改め、同表備考を次のように改める。

## 備考

- 1 使用料の額は、この表に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営利の目的をもって利用する場合の使用料は、前項の規定により算出した額の100分の100に相当する額を加えた額とする。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和2年4月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従



前の例による。

提案理由

八千代台東南公共センターの使用料の額を見直す等のため、条例を改正したい。



議案第11号

八千代市教育センター設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する  
条例の制定について

八千代市教育センター設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
を次のように制定する。

令和元年8月27日提出

八千代市長 服部友則

八千代市教育センター設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する  
条例

八千代市教育センター設置条例の一部を改正する条例（平成31年八千代市  
条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条の表の改正規定中「八千代市ゆりのき台6丁目20番地」を「八千代  
市大和田138番地2」に改める。

附則中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

教育センターの移転先の変更に伴い、条例を改正いたしたい。



議案第12号

決算認定について

平成30年度八千代市一般会計及び特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和元年8月27日提出

八千代市長 服部友則



議案第13号

八千代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

平成30年度八千代市水道事業会計未処分利益剰余金1,057,406,315円のうち638,020,627円を資本金へ組み入れ,419,385,688円を減債積立金に積み立てる。

平成30年度八千代市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて,議会の認定に付する。

令和元年8月27日提出

八千代市長 服部友則





議案第14号

八千代市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

平成30年度八千代市公共下水道事業会計未処分利益剰余金270,676,812円のうち128,537,060円を資本金へ組み入れ、142,139,752円を減債積立金に積み立てる。

平成30年度八千代市公共下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和元年8月27日提出

八千代市長 服部友則



議案第 15 号 令和元年度八千代市一般会計補正予算 (第 2 号)

議案第 16 号 令和元年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 17 号 令和元年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 18 号 令和元年度八千代市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

議案第 19 号 令和元年度八千代市公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)



議案第20号

契約の締結について

市は、次の契約を締結する。

令和元年8月27日提出

八千代市長 服部友則

記

- 1 契約事項 八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業
- 2 契約方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 3 契約金額 2,151,095,572円  
（上記契約金額に物価変動による増減額及び消費税並びに地方消費税を加算した額の範囲内を加えた金額）
- 4 契約の相手方 八千代市萱田2233番地41 グリーンアイリス201  
八千代SAパートナーズ株式会社  
代表取締役 高田 貞二

提案理由

八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業について、八千代SAパートナーズ株式会社と契約を締結いたしたい。



議案第 21 号

教育委員会教育長の任命について

八千代市教育委員会教育長に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和元年 8 月 27 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 小 林 伸 夫

住 所 千葉県成田市本三里塚

提案理由

令和元年 9 月 30 日付けで任期満了となることに伴い、次期教育委員会教育長を任命いたしたい。





諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和元年8月27日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 林 眞 晟  
住所 千葉県八千代市大和田



諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和元年8月27日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 曲沼三七夫  
住所 千葉県八千代市ゆりのき台

